

市町村におけるボランティア清掃の実施に係る支援制度について

市町村	回収用ごみ袋の提供	回収したごみの運搬・処分	清掃用具の貸出	支援対象の制限	受付方法	担当課	その他
岡山市	○	-	-	次のいずれかに該当する場合が対象です。 ①個人又は団体が公園、道路など公共の場所をボランティアで清掃し、ごみステーションに排出する場合 ②町内会等が地域行事の清掃をする場合	来庁	環境局 環境部 環境事業課 〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号 TEL: 086-803-1297	・ボランティア袋の支給にあたっては、岡山市ボランティア袋交付申請書を提出ください。 https://www.city.okayama.jp/kurashi/000005487.html ・回収したごみは、ごみステーション管理者と調整の上、ごみステーションに出してください。 ・申請は以下の場所で受け付けています。 ①各区の環境事業課ごみ対策班（北区：086-803-1384、中区：086-901-1635、南区：086-902-3506、東区：086-944-5009） ②各支所 ③各地域センター
倉敷市	-	○	-	町内会や自治会単位での一斉清掃が対象 ※そのほか大規模なボランティア回収は事前に相談してください。	来庁	環境局 環境政策部 環境衛生課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL: 086-426-3361	・町内会や自治会単位での一斉清掃を対象に回収車による回収を行っています。 ・回収は平日に行います。そのほか制限や注意事項があります。 ・回収物は刈り取った草木、生活雑排水路から集積した土砂のみです。 ・そのほか大規模なボランティア回収については事前に相談してください。清掃日の2週間以上前に窓口で申請書を提出してください。 ・集積場所は集めた雑草等を数日置いても支障がない場所を事前に決めて、可能であれば地図を持参してください。 (申請窓口) 環境衛生課（086-426-3361）、児島支所 市民課 環境衛生係（086-473-4546） 玉島支所 市民課 環境衛生係（086-522-8120）、水島支所 市民課 環境衛生係（086-446-1915） 船穂支所 市民税務係（086-552-5100）、真備支所 市民課 環境係（086-698-1114）
津山市	○	○	-	津山市連合町内会所属の町内会	来庁、電話	環境福祉部 環境事業課 〒708-8501 津山市山北520 TEL: 0868-22-8255	・津山市連合町内会所属の町内会が実施する町内会区域の公共スペースの清掃活動（「町内清掃」と呼称）について、ごみ袋（可燃・不燃の2種類で町内清掃専用）の提供を行っています。 ・町内清掃により回収したごみについて、運搬・処分を行います。 ※実施日の事前連絡と実施の有無、概ねの収集量の連絡をお願いします。
玉野市	-	○	-		来庁、電話、メール、FAX	市民生活部 環境保全課 〒706-8510 玉野市宇野1-27-1 2階 TEL: 0863-32-5520 FAX: 0863-32-5513	・回収したごみは、指定場所に集積してください。 ・収集は受付の順番で行いますが、最長で2週間程度かかる場合があります。 ・家電リサイクル法に係るものや処理困難物（海岸の海藻など）収集の対象外です。 ・分別等ができない場合は、収集を拒否することがあります。 ・個人で行う公園の雑草処理などは、ごみステーションへの排出をお願いすることができます。
笠岡市	○	○	火ばさみ、ほうき、熊手等	笠岡市海岸清掃団体が行う海岸清掃に限ります。 ※ごみステーションの清掃等は対象外です。	来庁、電話	市民生活部 環境課 〒714-0081 笠岡市笠岡2369-14 TEL: 0865-62-3805	・ごみ袋は要望に応じて支給しています。 ・回収したごみについては、事前に指定していただいた集積場所まで市職員が取りに行きます。 ・回収したごみは、可燃・不燃で分別してください。 ・流木やリサイクル家電等処理困難物は回収できません。 ・清掃用具の貸出及び支給には笠岡市海岸清掃団体登録申請書の提出が必要です。 https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/18/1800.html
井原市	○	○	-	【ボランティア袋交付対象】 ①個人または団体が公園、道路など公共の場所をボランティアで清掃し、ごみ集積所に排出する場合 ②自治会がごみ集積所における不適切排出のごみを出し直す場合 ③自治会等が地域行事の清掃をする場合	来庁	環境企画課 環境企画係 〒715-8601 井原市井原町311番地1 TEL: 0866-62-9515 FAX: 0866-62-1744 Mail: kankyo@city.ibara.lg.jp	・ごみ袋（ボランティア袋）の支給にあたっては、来庁の上、ボランティア袋交付申請書での申請が必要です。 https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/13/13158.html ・回収したごみについては、地域の集積所に収集日に併せて搬出いただき、一般のごみと併せて収集を行います。 ・大量に集積所に搬出される場合、搬出日や搬出場所（集積所）を事前に環境企画課まで連絡をお願いします。 ・「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の分別をしてください。 ・家電等の法律でリサイクルが定められているものは回収できません。
総社市	○	○	軍手、火ばさみ、ほうき	市管理の道路・水路のごみ拾いをされる方に、ボランティア袋を提供しています。 【配布場所】 市役所窓口、環境課窓口 【配布方法】 窓口で必要事項（団体・個人名、連絡先、必要枚数、清掃場所、清掃日、回収が必要か、回収が必要な場合は回収希望日）を聞き取り、対象となる方にお渡しています。	来庁	環境水道部 環境課 〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号 TEL: 0866-92-8338 FAX: 0866-93-8427 Mail: kankyo@city.suja.okayama.jp	・次の場合に環境課で回収、処分しています。 ①市管理の道路水路内で、有志ボランティアが拾ったポイ捨てごみ、市街化区域の少量の草 ②市が行うごみ拾いイベントで拾ったごみや抜いた草 ・燃やせるごみ、燃やせないごみで分別してください。 ・溝掃除で出た土砂、市管理の公園、道路水路敷地以外の市有地、民有地の清掃はボランティア袋の支援の対象外です。 ※溝掃除の土砂は土木担当員を通じて地域応援課に回収を依頼してください。 ※市管理の公園、道路水路敷地以外の市有地は、担当の課にご相談ください。 ※民有地の場合は各自で処理をしてください。

市町村	回収用ごみ袋の提供	回収したごみの運搬・処分	清掃用具の貸出	支援対象の制限	受付方法	担当課	その他
高梁市	○	○	側溝蓋開け工具	・道路、河川、側溝、公園等の公共的な場所の清掃作業が対象です。 ・私有地や営利的な場所における清掃作業は対象外です。	来庁、メール、FAX	市民生活部 環境課 環境衛生係 〒716-8501 高梁市松原通2043 TEL：0866-21-0259 FAX：0866-21-0423 Mail : kankyo@city.takahashi.lg.jp	・ボランティア清掃を行う町内会等に対して回収袋や土嚢袋を提供します。 ・来庁、メール、FAXにより実施計画書を提出してください。なお、汚泥収集の場合は、地図を添付して収集場所を指定してください。 ・ごみの処分方法は以下の三通りです。 ①町内会等で管理するごみ収集場所へ搬入し一般のごみと一緒に処分 ②クリーンセンターへ自己搬入 ③市が個別に収集 ・可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等、できるだけ正しく分別してください。 ・市が収集するのは汚泥収集の場合のみです。
新見市	○	○	-	環境課以外に所管部署がある場合は支援の対象外です。 (例) 都市公園の草・落ち葉の回収 → 都市整備課 道路・用水路の井手浚い → 建設課・農業畜産振興課	来庁	環境課 衛生係 〒718-8501 新見市新見310番地3 TEL：0867-72-6124 FAX：0867-72-6107 Mail : kankyou@city.niimi.lg.jp	・実施日、実施場所、代表者氏名等を受付簿に記入いただいた後、必要数のごみ袋を提供します。 (提供場所) 本庁環境課、各支局、各市民センター ・回収したごみは、地域のごみステーション等に集積いただければ、一般のごみと併せて収集します。 ※状況に応じて、環境課の職員が事前に指定した場所へ回収に行くこともあります。
備前市	○	○	-	私有地の清掃は支援の対象外です。	来庁、電話	(ごみ袋の申請・支給について) 市民生活部 環境課 衛生係 〒705-8602 備前市東片上126 TEL：0869-64-1821 (ごみの収集・処分について) クリーンセンター備前 〒705-0133 備前市八木山859-4 TEL：0869-62-0894	・ボランティア清掃用のごみ袋は、環境課の窓口で申請書をご記入いただき、支給しています。 ・ごみの処分方法は以下の二通りです。 ①事前に日程調整し、ごみ処理施設へ直接持込 ②事前に指定した場所へ集積し、後日職員が臨時便で収集 ※どちらも事前に受付が必要です。 ・可燃、金属類、びん類、その他不燃物で分別してください。
瀬戸内市	○	-	火ばさみ	自治会や団体のボランティア活動が対象です。	来庁、電話、メール	環境部 生活環境課 〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 TEL：0869-22-1899 FAX：0869-22-3973 Mail : kankyo@city.setouchi.lg.jp	・瀬戸内市環境衛生協議会で作成しているボランティア袋を提供しています。ごみ袋の提供を希望する方は生活環境課までご連絡ください。 ※枚数には限りがありますのでご承知おきください。 ・原則として、ボランティアごみの運搬は行っておりません。ボランティア団体自らクリーンセンターまで運搬してください。 ・処分費については減免申請書を事前に提出していただくことで無料になります。 (減免申請書の提出は来庁又はメールにて受け付けています。)
赤磐市	○	○	-	区・町内会、アダプト団体等が行う清掃活動、ボランティア活動等が対象です。	来庁	市民生活部 環境課 〒709-0898 赤磐市下市344 TEL：086-955-5347	・区・町内会、アダプト団体等に対し、ボランティア袋を配布しています。 ・ボランティア袋の提供を希望する場合は、来庁のうえ申請書の記入をお願いします。 ・可燃ごみについては、可燃ごみ収集日に地区の集積所に提出してください。一般のごみと一緒に回収します。 ・不燃ごみについては、事前に出す日と場所を担当課へ連絡してください。個別に回収します。
真庭市	-	○	-	真庭環境衛生協議会が実施する清掃活動のみが対象です。	来庁	生活環境部 環境課 〒719-3292 真庭市久世2927番地2 TEL：0867-42-1113	真庭環境衛生協議会が実施する清掃活動に限り、回収したごみの運搬・処分を行っています。
美作市	○	○	-	私有地における清掃活動については対象外です。	来庁	市民生活部 環境対策課 〒707-8501 美作市美来1番地 TEL：0868-72-5202 Mail : kankyo@city.mimasaka.lg.jp	・ボランティア清掃ごみ袋等支給申込書に、活動人数・場所・実施日・必要枚数・引き取り日・引き取り場所等を記入して窓口に提出してください。 ・回収したごみは、ボランティア清掃ごみ袋等支給申込書に記載された引き取り場所まで市職員が取りに行きます。 ※きちんと分別できていない場合は持ち帰らないことがあります。
浅口市	環境課 (0865-44-9043) にお問合せください。						
和気町	○	○	-	環境衛生指導員にのみごみ袋を提供することとしています。	来庁	生活環境課 〒709-0495 和気郡和気町所555 TEL：0869-92-4100 FAX：0869-92-0121	・毎年、町内一斉清掃を実施しており、当日拾ったごみをまとめるためのごみ袋を環境衛生指導員に提供しています。 ・回収したごみは、自らクリーンセンターまで運搬してください。

市町村	回収用ごみ袋の提供	回収したごみの運搬・処分	清掃用具の貸出	支援対象の制限	受付方法	担当課	その他
早島町	○	○	火ばさみ	公共の場所（道路、公園や水路等）の清掃をする個人（町民）が対象です。	来庁	環境上下水道課 〒701-0303 都窪郡早島町前潟360番地1 TEL：086-482-0617	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋の支給にあたっては、事前にボランティア清掃活動申請書を提出してください。 ・一度に支給できるごみ袋は、可燃用、不燃用ともに5枚までとなります。 ・ごみ袋の支給は来所のみの受付です。 ・ごみの収集方法は二通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ①環境上下水道課窓口で職員が受け取る。 ②毎週土曜日の11時から13時の間に、ご自宅近くのごみステーションに出す。 ・ただし、搬出の前営業日までに環境上下水道課へ連絡してください。連絡が無い場合は回収できません。 ・可燃と不燃は分別してください。分別されていないごみは回収できません。 ・年末年始（12月29日～1月3日）は回収できません。
里庄町	町民課（0865-64-3112）にお問合せください。						
矢掛町	○	○	溝ふた上げ器	<p>次のいずれかに該当する場合が対象です。</p> <p>①個人または団体が公園、道路など公共の場所をボランティアで清掃し、町の指定するごみステーションに排出する場合</p> <p>②自治会等の町の指定するゴミステーションにおける不適正排出のごみを出し直す場合</p> <p>③自治会等が地域行事の清掃をする場合</p>	来庁	町民課 〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018番地 TEL：0866-82-1010 FAX：0866-82-1454	<ul style="list-style-type: none"> ・役場町民課窓口または各地区的公民館にて、支援対象に該当する場合に交付が可能です。 ※通常の家庭ごみの排出には利用できません。 ・回収したごみは、分別したうえでボランティア袋にそれぞれ入れた後に、地域のごみステーション等に置いてください。 ※可燃・不燃・びん・かん・ペットボトルで分別してください。 ・一度に大量のボランティア袋をごみステーションに出す場合は、事前に役場へ連絡をお願いします。 連絡をいただいた以降、職員が回収を行います。 ※連絡がない場合、回収ができません。
新庄村	住民福祉課（0867-56-2646）にお問合せください。						
鏡野町	○	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川等の清掃で回収したごみが対象となります。 ・ごみステーションの清掃、寺社・墓地・ため池の維持管理、水利組合等の井手浚い、地区行事で出たごみ等は支援の対象外です。 	来庁、電話、メール、FAX	くらし安全課 環境係 〒708-0392 苦田郡鏡野町竹田660 TEL：0868-54-2780 FAX：0868-54-4823 Mail：kankyo@town.kagamino.lg.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア清掃で使用するごみ袋が必要な場合は、くらし安全課までご連絡ください。 ・回収したごみの運搬については、事前にくらし安全課までご連絡ください。 ・ごみは可燃物と不燃物に分けて回収し、見えるところに集めておいてください。
勝央町	健康福祉部 環境班（0868-38-7102）にお問合せください。						
奈義町	税務住民課（0868-36-4112）にお問合せください。						
西粟倉村	産業観光課（0868-79-2230）にお問合せください。						
久米南町	税務住民課（086-728-2113）にお問合せください。						
美咲町	○	○	-	町民が参加する清掃活動に限ります。	来庁	住民生活課 〒709-3717 久米郡美咲町原田2144番地1 TEL：0868-66-1114	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月の第1日曜日に開催される「町内一斉清掃日」に合わせて、各世帯に1枚程度いきわたるよう、環境衛生協議会を通じてボランティアごみ袋を配布しています。なお、清掃活動の内容については、各自治会や町内会で個別に決められています。 ・通常の一般廃棄物収集日に各ごみステーションで回収しています。
吉備中央町	○	○	-	地域内の道路、側溝、河川の清掃に限ります。	来庁、電話、メール、FAX	住民課 生活環境班 〒716-1192 加賀郡吉備中央町豊野1番地2 TEL：0866-54-1316 FAX：0866-54-1880 Mail：jyumin@town.kibichuo.lg.jp	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋の提供を希望する場合は、住民課に御連絡ください。 ・ごみの収集方法は以下の二通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ①地域のごみステーション等においていただき、一般のごみとは別に収集する。 ②事前に指定した場所まで委託業者又は職員が取りに行く。 ・可燃・不燃で分別してください。 ・家庭ごみを出さないでください。